

(基準日)令和8年4月1日

(注)：災害対策基本法第49条の11第2項でいうところの「条例に特別の定めがある場合」であり、同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上が必要であると認めたとき」のように、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合についても該当する。

[illegible]



